

三重県伊勢庁舎南側駐車場法面除草業務委託仕様書 1

- 1 業務名 三重県伊勢庁舎南側駐車場法面除草業務委託
- 2 場所 三重県伊勢市勢田町628番地2
三重県伊勢庁舎南側駐車場法面（別紙平面図参照）
- 3 履行期限 契約日から令和4年12月5日（月）まで
※ 作業日は、閉庁日とし事前に発注者の承諾を得ること。
※ 作業時間は、8時以降とすること。
- 4 業務内容
 - (1) 実施面積 約1,900m²（草地対象面積）
 - (2) 除草方法
 - ・肩掛け草刈り機による草刈り、又は手作業によること。
 - ・場所に応じて、適切に作業を行うこと。
 - ・除草作業にあたっては、飛び石防止対策など安全に必要な措置を行うこと。
 - (3) 収草、処分 適正な方法により敷地外へ運搬し処分すること。
- 5 写真管理
 - (1) 業務写真はカラーとする。
 - (2) 業務全体が把握できるように数箇所撮影すること。
 - (3) 写真は、業務前、業務中及び業務完了後とし、同アングルで撮影すること。
- 6 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置
 - (1) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という）による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。
 - (2) 受託者が上記(イ)または(ウ)の義務を怠った時は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。